



第398号

公益社団法人
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町 2-33
電話 (088) 636-1234(代)
FAX (088) 636-1122
発行責任者 大坂 利 弘
編集者 原岡 艶 甲

24年度浄化槽設置受付数 128基増で微増

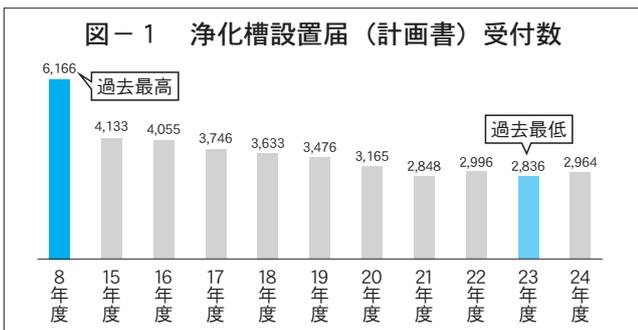
環境技術センターが昨年度受付した、浄化槽の設置計画書及び設置届出書は、2,964基で前年度比128基増(4.5%増)で微増であった。

設置届受付数は、平成8年度の6,166基をピークに年々落ち込み、平成23年度は過去最低の2,836基であったが、昨年度は、消費税率引き上げによる効果だと推測されるが、一時的に増加に転じた。

しかし、ハウスメーカーによる新築の効果が大き、地元業界は冷え切っており、浄化槽事業からの撤退や廃業などの理由から会員の退会があとを絶たない。

徳島県は、ご存じのとおり、汚水処理普及率11年連続ワースト1であり、今後、浄化槽による普及率の向上が望まれる。浄化槽の推進にあたっては、

- ①適正な施工が確保できる。
- ②地元業界の活性化が図れる。
- ③維持管理が徹底できる。
- ④設置者の負担が少ない。などの理由から、市町村設置型の導入を進め、設置者に合併への転換を意識づけ、業界の活性化を図りたい。



24年度全国出荷台数は 14万余で前年度比0.5%減

一般社団法人浄化槽システム協会がまとめた、平成24年度浄化槽出荷台数は、東日本大震災の仮設住宅向けの需要がなくなったため、大きく落ち込むことが予想されたが、出荷台数は14万563基で前年度比マイナス0.5%で微減に留まった。

出荷台数の内訳をみると、5人槽から50人槽までが13万8,834基で前年度比0.2%の減、51人槽以上

は1,687基で、同16.4%減、その他が42基で同26.3%減となった。

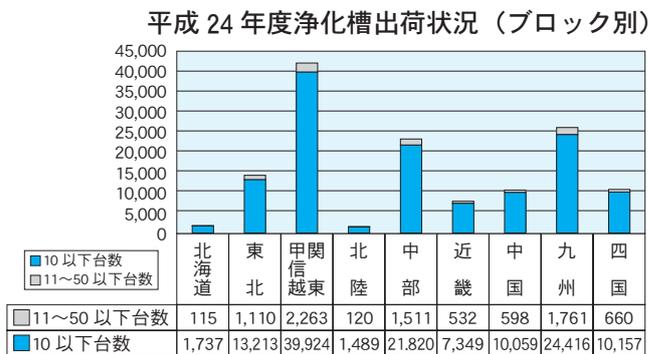
5～50人槽までを地域別にみると、昨年度より増加したのが、北海道1,852基(4.3%増)、東北14,323基(6.7%増)、九州26,177基(1.3%増)、横ばいが、中国10,657基(0.7%増)、四国10,817基(0.7%増)、残りの関東甲信越42,187基(1.2%減)、北陸1,609基(7%減)、中部23,331基(3.5%減)、近畿7,881基(3.9%減)はいずれも減少している。

ただ、東北は、51人槽以上が前年比58.3%減と大きく減少したが、仮設住宅の需要がなくなった代わりに、一般住宅の新築の増加から、需要が伸びたものと考えられる。

徳島においては、2,792基で1.9%の微増となった。

表-1 平成24年度
小型合併浄化槽 工場生産出荷台数(ブロック別)

ブロック	5～10人槽		11～50人槽		合計	
	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
北海道	1,737	105.2%	115	92.7%	1,852	104.3%
東北	13,213	119.6%	1,110	46.7%	14,323	106.7%
関東甲信越	39,924	98.8%	2,263	97.7%	42,187	98.8%
北陸	1,489	92.5%	120	100.0%	1,609	93.0%
中部	21,820	96.5%	1,511	97.4%	23,331	96.5%
近畿	7,349	95.5%	532	105.8%	7,881	96.1%
中国	10,059	100.9%	598	97.9%	10,657	100.7%
九州	24,416	101.3%	1,761	102.3%	26,177	101.3%
四国	10,157	101.2%	660	93.2%	10,817	100.7%
香川県	3,295	104.0%	210	102.9%	3,505	104.0%
徳島県	2,582	101.5%	210	106.6%	2,792	101.9%
愛媛県	2,682	96.7%	154	79.4%	2,836	95.6%
高知県	1,598	103.2%	86	76.1%	1,684	101.4%
合計	130,164	100.8%	8,670	86.4%	138,834	99.8%



住宅着工件数は5.3%増 県内

県住宅課建築指導室の資料によると、平成24年度の住宅着工件数は、3,527戸(前年度3,351戸)で176戸増(5.3%増)となった。

小松島市、阿南市、阿波市、石井町が大きく落ち込

んだものの、徳島市 107 戸増 (8.2%増)、松茂町 60 戸増 (65.9%増)、藍住町 43 戸増 (19.2%増)、吉野川市 25 戸増 (20.7%増)、美馬市 17 戸増 (15.5%増) となった。

平成 26 年度からの消費税率の引き上げの効果から、しばらくは増加が見込まれる。(表-2 参照)

表-2 住宅着工件数の比較

	24年度	23年度	差引増減		24年度	23年度	差引増減
徳島市	1,408	1,301	107	那賀町	17	15	2
鳴門市	270	275	-5	牟岐町	5	1	4
小松島市	180	214	-34	美波町	10	5	5
阿南市	314	335	-21	海陽町	13	11	2
吉野川市	146	121	25	松茂町	151	91	60
阿波市	100	112	-12	北島町	183	181	2
美馬市	127	110	17	藍住町	267	224	43
三好市	50	56	-6	板野町	57	58	-1
勝浦町	7	7	0	上板町	36	36	0
上勝町	2	0	2	つるぎ町	15	11	4
佐那河内村	3	1	2	東みよし町	31	33	-2
石井町	132	151	-19				
神山町	3	2	1	合 計	3,527	3,351	176

うすいみどりは減少を表す

濃いみどりは増加を表す

環境学習のアンケート結果

平成 24 年度は、県下水環境課にご協力頂き、合計 11 校の小学校、中学校に対し環境学習を実施することができた。

そのうちの 6 校（児安小・芝田小・久勝小・高志小・藍畑小・加茂谷中）は県下水環境課との共催で、合計 164 名の生徒に「汚水処理の種類や浄化のしくみ」について環境学習を実施することができた。

この 6 校については、講座終了後、担任の先生方と生徒にアンケートのご協力をいただいた。

その結果、先生方 7 名の出前講座の評価は、①文句なしまた受けたい…2名、②期待していたより良かった…4名、③まあまあ普通…1名であったなど、高評価をいただいた。

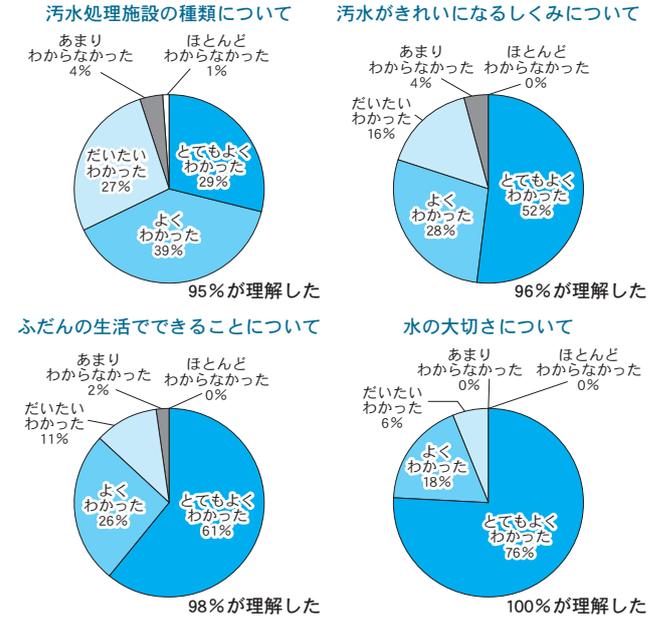
また、生徒に実施したアンケート結果では、イ) とてもよくわかった、ロ) よく分かった、ハ) だいたいわかった、をあわせると、①汚水処理の種類について 95%、②汚水がきれいになるしくみ 96%、③ふだんの生活でできること 98%、④水の大切さに至っては全員 (100%) が理解してくれた。(図-2)

また、先生のアンケートのなかに、「子どもの手紙に{汚水処理}のことを初めて知った。と書いてあったので、教えたのになぜ?と聞くと、教科書には下水処理施設と書いてあった。と答え、子どもの思考力には感心しました。」とあり、環境学習を通じて、汚水処理の方法には、下水道や浄化槽、農業集落排水など地域に応じたさまざまな施設があることを知ってもらうことができた。

この結果から、徳島県の美しい水環境を守るためには、次世代を担う子どもたちを対象に積極的に環境学

習を実施していくことが必要であることをあらためて認識した。

図-2 平成24年度環境学習アンケート結果



平成24年度環境学習出前講座を担当して

平成 24 年 10 月に、県下水環境課（25 年度から県水・環境課）に、環境学習出前講座の共催実施をお願いし、11 月から事業を担当させていただくようになりました。

県担当者の方に、座学講座を受け持っていただき、センターは、実験講座を担当しました。

この実験講座は、センターで企画作成したアメンボの実験キットを用いて、水の汚れを調べるものですが、いずれの学校でも、児童の皆さんは生き生きと目を輝かせて講座に取り組んでくれ、非常に好評でした。

この講座を通じて、児童・生徒の皆さんは、水が地球上の限りある資源であることを十分に理解してくれ、また使って汚れた水は、浄化槽や下水道などの汚水処理により、綺麗な水となって地球上を循環していることも学んでくれた、非常に実り多いものとなりました。

感受性豊かで、好奇心旺盛な子供たちと接することで、逆に教えられることも多く、今後の業務の大きな糧とすることができました。

今後も子供たちに、より分かり易い出前講座が出来るようセンター職員一丸で取り組んでいきたいと思えます。

最後になりましたが、出前講座の共催実施を快諾して頂いた、県下水環境課様、出前講座を受講して下さった小・中学校の皆様にご心から感謝し、御礼申し上げます。
環境カウンセラー 藍原芳典

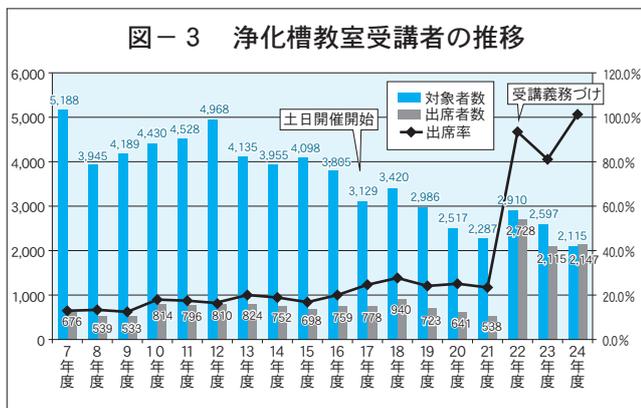
浄化槽教室が定着 周知の機会として非常に有効

県環境技術センターは、新規設置者講習会（浄化槽教室）が、平成22年度から完全義務付けとなって3年が経過したことから、これまでの経過とその成果についてとりまとめた。

この講習会は、法定検査の受検率の低迷等それまで浄化槽の維持管理に関する啓発が不十分であったことを踏まえ、平成7年度から県が策定した【法定検査受検率向上に係る長期ビジョン】に則り、県の委託事業として開始した。

この間、平成7年から21年度まで15年間は、対象者57,580名に対して10,821名の出席、受講率平均は約19%、平成22年度から24年度の3年間では、対象者7,622名に対して6,990名の出席、受講率平均は92%、のべ総数17,811名が受講したことになる。

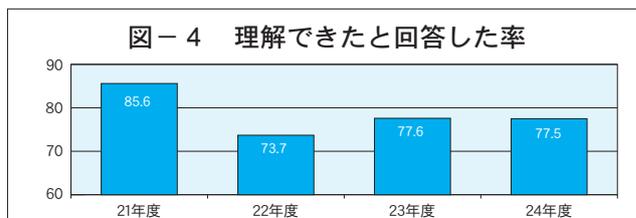
平成7年度から昨年24年度までの実績を【図-3】に示す。平成7年～16年度までは、出席率が10%台で推移していたが、出席者を確保する方策として、17年度から、休日（土・日・祝）開催を追加したため、20%台半ばまで増加した。しかしながら、それでも3/4は未受講となっていたため、平成22年度からは、県が設置補助金申請の要件として、浄化槽教室の受講を義務付けたため、出席率が90%を越え、格段に向上した。



なお、受講者は、代理出席を認めず、浄化槽設置者本人か同居家族に限定（身分証等で本人確認）したため、当初はかなりの混乱と反発があったが、設置者や会員からの意見を反映して、①開催回数を2倍以上に増やした②大きめの会場で交通の便がよい場所を選定③土・日等休日の開催を増やし、夜間も実施することとした④受付担当者を大幅に増員し、受付の待ち時間短縮を図った⑤年度当初に年間開催予定表を作成し、配布、周知した。などの措置により、現在では、ほぼトラブルもなく実施出来ている。なお、教室をより良いものにレベルアップするために、受講者にアンケートを採り、随時内容の見直し等改善を図っている。

一例として、平成21年度では、講義内容が『よく

理解できた』と答えた人が85%を超えていたが、22年度になると73%に低下した。これは、任意→義務になったことにより浄化槽に特に関心を持たない受講者が増えたためと考えられる。このため、講義資料に写真やイラスト等を増やし視覚に訴えると共に、実際のトラブル事例等に基づき説明するなど、より分かりやすく身近に感じられるよう工夫した。これにより約78%まで回復、今後も改善を重ねながら早期に80%を超えたいと考えている。【図-4】

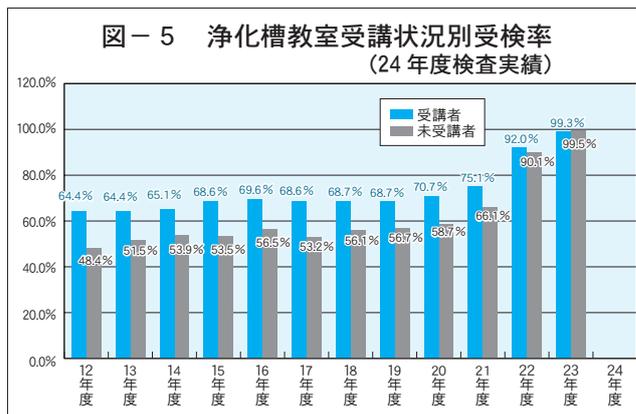


また、効果としては、【図-5】のとおり、受講者と未受講者の間で、受検率に20%以上の格差が生じているため、一定の成果が認められる。

なお、平成22年度からは、初回11条検査料の予納を実施しているため、現時点では、数字上でその効果を確認することができないが、検査員からの聞き取りでは、検査時に立ち会いしていただいた設置者のほとんどが受講者であったため、構造や機能を説明しても、『講習会で言ったな』などと以前に比べ理解されやすいと概ね好評である。それでも、やはり受講者の一部には『不公平』との理由から受検拒否となる施設があるものの、『そんな法律いつ出来たん?』とか『保守点検と重複する』などといった拒否理由は確実に減少しているとの声が多かった。

今後は、維持管理標準契約制度との相乗効果で、より一層適正な維持管理を確保することが可能になると思われるが、これを100%確実なものにしていくためには、検査機関だけでなく、設置者の身近な存在である保守点検・清掃の各業界との連携が不可欠であることは言うまでもない。

会員の協力を得ながら、教室以外であっても、いつでもどこに尋ねられても『保守点検・清掃・法定検査』の3つが必ず必要であることを、常に説明・説得できる業界の体制を構築していくことが、今求められている。



※24年度については、11条検査対象が少いため除く

特別委員会を開催

県環境技術センターは、5月14日(火)午後2時から特別委員会を開催、メーカー、施工、保守点検・清掃の各委員会の正副委員長と担当理事ら12名が出席し、諸課題について協議した。

今回は検討課題として、理事会から委嘱されている法人管理部門の財源確保について協議した。

当法人は、他県の浄化槽団体と比べ、会費収入等の管理費の財源が少なく、近い将来には法人運営に支障をきたす事態となりがねない。

公益社団法人であるため、法人管理の財源を県民負担とは出来ず、一方会員の負担増となれば、会員の理解なしには、コンセンサスは得られない。

よって、事務局から ①人材育成のための講習会を有料で開催、②浄化槽関連用品等の共同購入による販売収入、③標準契約に関連する業務連絡等の事務負担金など、会員にもメリットのある案を提示した。

結果、①、②については、内容の修正があったものの、理事会への提案を承認、③については維持管理業界の反発が予想され、会員外の扱い等の課題もあることから、結論には至らなかった。

このため、次回は6月に、それぞれの委員会において、もう一度案を練り直し、7月開催の特別委員会で、再度協議することとした。

なお、前回問題となった使用開始報告書の取り扱い

については、県水・環境課から、各市町村担当者に対し、予算の翌年度繰り越しを含め、適正に運用して頂くよう要請したこと、また、標準契約締結後の業者変更については、現在弁護士を交え、協議中であることが報告された。



水質計量便り

～大腸菌群と大腸菌～

水道水質基準においては大腸菌群の代わりに大腸菌が導入されていますが、現在、環境や下水道においても見直しが検討されています。

たとえば、環境省においては、新たな環境基準として「大腸菌数」が「透明度」「下層溶存酸素量」などと共に検討項目に含まれています。

では、大腸菌群と大腸菌では何が違うかといえば、大腸菌は人や動物の腸管内に多く常在し糞便中に多数存在します。

それに対し、大腸菌群は大腸菌の他に、大腸菌に分類されない菌で、水中や土壌中など自然界に広く存在する糞便由来でない多くの菌を含んだものになります。

ですから、糞便汚染が想定されない山間部の河川等においても基準値を大きく上回る大腸菌群数が測定されるなど指標性に乏しいとの指摘がなされているようです。このあたりが、見直しの原因なのでしょうね(・_・;)

つまり大腸菌群が検出されたからと言って、直ちに糞便性の汚染が認められるわけでは、ないのですね。

さて、この大腸菌と大腸菌群数についてですが、現在、実態調査が行われており、予定では近いうちに環境基準へ追加といわれています。

当センターでは「デソキシコール酸塩寒天培地法」や「MPN法」「特定酵素基質培地法」など目的に応じた分析方法をご用意しております。

大腸菌の測定も即対応可能です。お問い合わせをお待ちしております。(*^_^*)

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：平成25年6月10日～7月2日

地区：徳島市・藍住町・北島町・石井町・上板町・佐那河内村・阿南市・那賀町

日程：平成25年7月3日～7月18日

地区：美馬市・つるぎ町・吉野川市・阿波市



○7条検査

日程：平成25年6月17日～6月28日

地区：藍住町・北島町・上板町・神山町・佐那河内村

日程：平成25年7月1日～7月12日

地区：吉野川市・阿波市・美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会・那賀町全域)

日程：平成25年6月3日～6月21日、7月1日～19日

地区：那賀町全域

○神山町検査(きれいな水づくり協議会・神山町全域)

日程：平成25年6月3日～6月21日、7月1日～19日

地区：神山町全域